

記 録

令 和 5 年 9 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和5年10月2日（月）

記 録

令和5年9月農業委員会定例総会議事録

令和5年9月農業委員会定例総会を令和5年10月2日（月）午前11時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 股野満男 | 2番 | 細川豪邦 |
| 3番 | 甲斐英教 | 4番 | 前川ふじ子 |
| 5番 | 平野直樹 | 6番 | 山本孝志 |
| 8番 | 鈴野浅夫 | 9番 | 治田健 |
| 10番 | 松木親則 | 11番 | 山本恵子 |
| 12番 | 黒木耕作 | 13番 | 池田慶子 |
| 14番 | 新名浩 | | |

欠席委員（1名）

7番 海野善文

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 15番 | 岩田政詞 | 16番 | 黒木義行 |
| 17番 | 橋口泉 | 18番 | 菊田泰徳 |
| 19番 | 佐藤力 | 20番 | 田代百合子 |
| 21番 | 河野美紀 | 22番 | 黒木博 |
| 23番 | 海野茂実 | 24番 | 伊東松実 |
| 25番 | 溝口一文 | 26番 | 黒木藤市 |
| 27番 | 黒木敬治 | 28番 | 黒木豊喜 |
| 29番 | 山口佐知男 | 30番 | 児玉克朗 |

事務局出席者

| | | | |
|------|-------|--------|------|
| 事務局長 | 多田好太郎 | 事務局長補佐 | 柏田高宏 |
| 主任主事 | 井本彩 | | |

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

6番 山本 孝志 委員

13番 池田 慶子 委員

日程第2

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第55号 非農地証明願いについて

報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第41号 取下書について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

6 番

13 番

議事録

開 会 午前 11 時 00 分

議長 それでは、ただいまから令和 5 年 9 月日向市農業委員会定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話をマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に 7 番海野善文委員から欠席の届出がありましたので報告します。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 6 番山本孝志委員、13 番池田慶子委員を指名します。よろしくお願いいたします。

次に日程第 2、議案審議に入ります。

まず議案第 52 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 38、土地の所在地は平岩、畑が 3 筆で 339 m²です。権利の種類は贈与による所有権移転です。譲受人は申請地の近くにお住まいで、許可後は露地野菜を作付けされると伺っています。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 39、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 922 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は耕作不便ということで、許可後は果樹を作付けされると伺っています。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 40、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆 164 m²です。権利の種類は贈与による所有権移転です。譲受人は申請地の隣接地で花きを栽培していますが、申請地も同様に花きが栽培されているため、許可後は一体的に管理されると伺っています。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 41 につきましては、訂正があるためお配りしている資料をご覧ください。土地の所在地は平岩、畑が 2 筆で 5,002 m²です。権利の種類は売買による所有権移転です。申請地は果樹が植えられていますが、経営移譲を受け、許可後は引き続き果樹を栽培されると伺っています。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 4 件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは番号 38 担当の 30 番委員から補足があれば説明をお願いします。

30 番委員 30 番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、番号 39 担当の 17 番委員から補足があれば説明をお願いします。

17 番委員 17 番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、番号 40 担当の 23 番委員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

- 23番委員 23番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号41担当の25番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 25番委員 25番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号17、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で266.81㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は個人住宅です。雨水は浸透枳を新設し、生活雑排水は下水管を新設し流すとのことです。申請地は第1種農地で原則不許可ですが、既存集落に接続して転用されるため、第1種農地の不許可の例外規定、つまり、許可となる規定に該当します。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
受付番号18、土地の所在地は幸脇、畑が3筆で788㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は産廃施設場内です。追認とあるようにすでに産廃施設の敷地内となっています。申請人にお話を伺ったところ、申請地は昭和61年に産業廃棄物処理場を稼働した頃から荒廃化していたため、農地として認知しておらず、売買が成立し、所有権移転の手続きを行う中で農地であること、無断転用していたことが分かったと、顛末書が提出されています。こちらの案件は、同様の内容が今後も申請される可能性があります。現況農地ではなく、産廃施設内にある土地を所有者との売買が成立した案件から随時登記上の地目を是正するために追認申請していただいているところです。申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号17担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 21番委員 21番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号18担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 27番委員 27番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。

記 録

無いようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第54号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号6、土地の所在地は東郷町山陰、田が2筆で1, 130㎡、畑が1筆で1, 202㎡、合計2, 332㎡です。譲受人は主に畜産業を営む認定農業者で、権利の種類は売買による所有権移転です。所有権移転時期は令和5年10月2日、対価は記載のとおりです。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、番号6担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。

15番委員 15番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。

12番委員 12番委員です。対価の支払日が本日となっておりますが、総会で可決されないうちに支払日を設定しない方が良いのではないかと思います。例えば明日にするとかですね。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい。対価の支払いについては、この期日までに振り込んでいただくという訳ではなく、所有権移転時期が10月2日ということで、許可を受けた後、農業畜産課が集積計画の公告を行います。その公告の日付を10月2日と設定させていただいておまして、その日付で法務局に所有権移転の書類を持ち込むということで、正式な手続きは3日以降にはなります。総会后に、許可が出ましたので支払いをお願いしますと申請人に連絡をし、支払いを確認後に法務局で手続きを行うという形になります。

議長 よろしいでしょうか。

12番委員 はい。

議長 ありがとうございます。他に質問等はございませんか。
無いようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第55号非農地証明願いです。それでは、事務局に説明をお願いします。

- 事務局 受付番号13、土地の所在地は東郷町坪谷、田が5筆で2,553㎡、畑が7筆で2,290㎡、合計4,843㎡です。先日現地調査を行いました、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、現況は山林及び原野となっていました。
- 受付番号14、土地の所在地は塩見、田が1筆で155㎡です。こちらも現地調査を行いました、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、現況は山林となっていました。
- 以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございました。
 それでは、番号13担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 29番委員です。27日に現地確認をしましたが、特に問題ありませんでした。
- 議長 ありがとうございました。
 次に、番号14担当の28番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 28番委員 28番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
 ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
 無いようですので、お諮りします。
 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおりとします。
 以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
 続きまして、報告40号から第41号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
 先ず、報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では20ページからです。届出の件数は10件、土地は田3筆、畑9筆で面積は2,769㎡であります。転用目的につきましては、個人住宅及び長屋住宅であります。
 次に、報告第41号 取下書についてであります。議案書では26ページからです。令和5年6月9日に申請があつてました「農地法第3条の規定による許可申請」ですが、令和5年6月15日に取下書が提出されております。
 以上ご報告申し上げます。
- 議長 ありがとうございました。ただいまの報告についてご意見、ご質問はありますか。
 無いようですのでこれをもちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の内を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。